

議案第 8 0 号

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 旅館業における宿泊者の衛生に必要な措置及び施設の構造設備に係る基準を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区旅館業法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。

第4条第5号ウ中「日光消毒その他の適当な方法により消毒する」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同号エを削り、同条第8号中「供給する」の次に「とともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える」を加え、同条第10号を次のように改める。

便所については、次に掲げる措置を講じること。

ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。

第4条第12号を削る。

第6条第1号を削り、同条第2号中ウを削り、エをウとし、オ及びカを削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号を第2号とし、第5号を削り、同条第6号中アを削り、イをアとし、ウを削り、同号エ(ア)中「ろ過器は十分な」を「ろ過器を使用する場合は、十分な」に改め、同号エを同号イとし、同条第3号を同条第4号とし、同条第7号ア中「各階に設置し、防虫」を「防虫」に改め、同号イ中「それぞれ男女を区分した共同便所を設け、規則で定める数の便器を設置する」を「共同便所を設ける」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加え、同条第5号とする。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

第6条第8号中「規則で定める数の給水栓を設置する」を「その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有する」に改め、同条第6号とする。

第7条第1項第1号中「厚生労働省令」を「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、同条第2項中「第6条第1号、第2号（ア及びイを除く。）及び第3号から第8号まで」を「前条（第1号ア及びイを除く。）」に改める。

第8条第1項中「次のとおり」を「客室が収容定員に応じた十分な広さであること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第6条第2号ウからオまで、第5号から第8号まで及び前条第1項第5号」を「第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）」を「省令」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第1号中「第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号」を「第6条第2号、第3号ア及び第5号」に改め、同項第2号中「第7条第1項第2号及び第7号並びに同条第2項において準用する第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号」を「第7条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号」に改め、同条第2項中「第6条第7号及び第8号」を「第6条第5号」に改める。

第2条 世田谷区旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第4条第7号カ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する」を「規則で定めるところにより消毒を行う」に改める。

第6条第3号に次のように加える。

ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の第6条第3号ウの規定（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設について

は、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。